

ご旅行条件書：（募集型企画旅行） ご旅行前に必ずご一読ください。

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」および同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、株式会社 阪急交通社 [観光庁長官登録旅行業第 1847 号] (以下「当社」といいます。) が企画・募集し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約 (以下「旅行契約」といいます。) を締結することになります。

(2)当社はおお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス (以下「旅行サービス」といいます。) の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。

(3)旅行契約の内容・条件は、旅行パンフレット、ホームページ、本ご旅行条件書、ご出発までのご案内、渡航手続関係書類、ご案内とご注意、その他の案内書類 (以下これらを総称して「パンフレットなど」といいます。)、出発前にお渡しする確定書面 (最終旅行日程表) 並びに当社旅行業約款 (募集型企画旅行契約の部) によります。

旅行の申し込みと契約の成立

(1)当社または当社の受託営業所にて (以下「当社ら」といいます) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お 1 人様につき下記の申込金 (旅行代金の全額または一部) を添えてお申し込みください。

申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

(2)当社らは、電話、郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点では成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した後、当該通知に記載されている期日までに申込金 (旅行代金の全額または一部) を受領した時に成立するものとします。この期間内に申込金 (旅行代金の全額または一部) を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱う場合があります。

(3)当社らは、同一コースにおいて、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(4)契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。

(5)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

【重要】

お客様のローマ字氏名を旅行申込書に記入される際は、旅券に記載されている通りにご記入ください。間違って記入された場合はお客様の交替の場合に準じて、第 12 項(1)のお客様の交替手数料 (10,000 円) をお支払い頂きます。なお、運送・宿泊機関等の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除させていただく場合があります。この場合には第 13 項による所定の取消料をいただきます。

区 分	申込金 (お 1 人様)
旅行代金が 150 万円以上	400,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 100 万円以上 150 万円未満	300,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 50 万円以上 100 万円未満	200,000 円以上旅行代金まで

旅行代金が 30 万円以上 50 万円未満	100,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 15 万円以上 30 万円未満	60,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 3 万円以上 15 万円未満	30,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 3 万円未満	旅行代金まで

旅行契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1)当社は、お客様からの旅行お申し込み後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。既にお申し込み時点でこれらをお渡ししている場合はこの限りではありません。契約書面は、本ご旅行条件書 1 項(3)に記載の「パンフレットなど」により構成されます。当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲はパンフレットなどに記載するところによります。

(2)本項(1)のパンフレットなどをお渡し後、当社は確定した集合場所等の旅行日程、利用運送機関および、宿泊機関等が記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡しします。(当社は旅行開始日の 7 日前頃には発送できるよう努力いたします。)ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降の場合には、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。年末・年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにお渡しします。なお、最終旅行日程表のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。

旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目に当たる日以降のお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金（等級の選択できるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットなどに明示してあります。また、運送機関の課す付加運賃・料金・費用は、この運賃・料金に含まれておりません）

(2)旅行日程に記載した宿泊料金および税・サービス料金（パンフレットなどに特に記載がない限り、2 人部屋に 2 人ずつの宿泊を基準とします）。尚、一部訪問国・都市において、現地にて徴収される税金等の諸費用は含まれておりません。

(3)旅行日程に記載した食事料金および税・サービス料金

(4)旅行日程に記載した観光料金（ガイド料金・入場料金）

(5)航空機または、現地での手荷物の運搬料金

お 1 人様スーツケース 1 個の手荷物運搬料金（お 1 人様 20kg 以内が原則となっておりますが、クラス・方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください。ただし、航空会社の受託手荷物有料化に伴い一部含まれない場合があります。）

手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。

また一部の空港、駅、港、ホテル等でポーターの人数が少ない場合や、いない等の理由によりお客様自身で運搬していただくことがあります。（尚、一部コースにおいては、現地での手荷物運搬料金は含まれておりません。）

(6)団体行動中のチップ

(7)添乗員付きコースの場合は添乗員が同行するために必要な諸費用

(8)その他「パンフレットなど」で含まれる旨表示したもの

●上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

(9)燃油サーチャージ込みのコースにおける燃油サーチャージ

航空会社により燃油サーチャージの増減または廃止された場合でも旅行代金の変更はございません。

(10)空港諸税等込みのコースにおける空港諸税等

航空会社により空港諸税等の増減または廃止された場合でも旅行代金の変更はございません。

旅行代金に含まれないもの

第 8 項に記載したものの以外は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

- (1)超過手荷物料金（各種運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの）
- (2)各航空会社により、設定される手荷物運搬料金、および、有料の機内食や飲み物代金等。
- (3)一部訪問国・都市において、宿泊機関が現地にて宿泊者個々より徴収する税金等の諸費用。
- (4)クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびこれに係る税・サービス料金
- (5)旅行日程中の各国空港の旅客サービス施設使用料と空港税等これに類する諸税等（第 8 項(10)を除きます）
- (6)前項（5）における、有料化に伴う航空会社の定めた受託手荷物有料分及び一部コースにおける現地での手荷物運搬料金
- (7)渡航手続関係諸費用（旅券印紙代、査証料、予防接種料金、出入国カード作成等に係る渡航手続取扱料金等）
- (8)希望者のみ参加されるオプションツアー（別途料金の小旅行）の代金
- (9)日本国内の空港旅客施設使用料及び旅客保安サービス料
- (10)運送機関の課す付加運賃・料金・費用（第 8 項（9）を除く燃油サーチャージなど）
- (11)日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、手荷物運搬料金および、旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (12)傷害・疾病に関する医療費等
- (13)海外旅行保険料（任意保険）
- (14)施設等が運行する送迎サービスにかかる費用
- (15)特別な配慮が必要な場合に講じた措置に要する費用

旅行契約の解除・払い戻しー旅行開始前

(1)お客様の解除権

①お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表でいう「旅行契約の解除期日」とは、当社らの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、当社らが確認したときを基準とします（お申出の期日より取消料の額に差額が生じることもありますので当社の営業時間、連絡先等はおお客様ご自身でもお申し込み時点で必ずご確認をお願いします）。

- (ア) ■日本を出国時または入国時に航空機を利用する旅行契約の取消料（LCC を含む航空会社の個人向け正規割引運賃、貸切航空機を利用するものを除く）

旅行契約の解除期日		取消料(お 1 人様)
[1]	旅行開始日がピーク時のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目に当たる日から 31 日目に当たる日まで([2]~[4])に掲げる場合を除く)	旅行代金の 10%
[2]	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日から 3 日目に当たる日まで([3]・[4])に掲げる場合を除く)	旅行代金の 20%
[3]	旅行開始日の前々日以降([4])に掲げる場合を除く)	旅行代金の 50%
[4]	旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

注:「旅行開始後」とは、特別補償規程に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます
「旅行開始後」の一例

* 添乗員、当社社員、受付要員が受付を行う場合はその受付完了時

* 当社が受付を行わず、お客様が航空券をお持ちの場合は、お客様のみが入場できる飛行場内における手荷物の検査等の完了時

注：「ピーク時」とは、旅行開始日が12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、および7月20日から8月31日までをいいます。

■日本を出国または入国時に貸切航空機を利用する旅行契約の取消料

旅行契約の解除期日		取消料(お1人様)
[1]	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降の解除([2]~[4]に掲げる場合を除く)	旅行代金の20%
[2]	30日目に当たる日以降の解除([3]・[4]に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%
[3]	20日目に当たる日以降の解除([4]に掲げる場合を除く)	旅行代金の80%
[4]	3日目に当たる日以降の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

■旅行日程中にLCCを含む航空会社の個人向け正規割引運賃を利用する旅行契約の取消料(貸切航空機を利用するものを除く)

旅行契約の解除期日		取消料(お1人様)
[1]	旅行契約締結後の解除([2]~[5]に掲げる場合を除く)	旅行契約解除時の航空券料 消料等の額
[2]	旅行開始日がピーク時のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降の解除([3]~[5]までに掲げる場合を除く)	旅行代金の10%または 契約解除時の航空券料 等とのいずれか大きい額
[3]	30日目に当たる日以降([4]・[5]に掲げる場合を除く)	旅行代金の20%または 契約解除時の航空券料 等とのいずれか大きい額
[4]	旅行開始日の前々日以降([5]に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%または 契約解除時の航空券料 等とのいずれか大きい額
[5]	旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

• (イ)旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む旅行契約の場合は、別途お渡しする取消料規定(パンフレットなどに明記する場合を含みます。)によります。

• (ウ)日本国出入国時に船舶を利用するコースについては、当該船舶に係わる取消料規定によります。

• (エ)特定コースについては、別途お渡しするご旅行条件書またはパンフレットなど記載の旅行条件によります。

②お客様は次に掲げる場合において、本項(1)の①の規定に係わらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

• (ア)契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第23項の別表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り、

- (イ)第 11 項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- (ウ)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (エ)当社がお客様に対し、第 4 項(2)に定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき。
- (オ)当社の責に帰すべき事由によりパンフレットなどに記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。

取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の②により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。

④お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または途中離脱された場合は、お客様の権利放棄となり、一切の払い戻しをいたしません。

⑤旅行契約の成立後にコースまたは出発日を変更された場合も上記の取消料の対象となります。

⑥当社の責に帰さない各種ローンの取扱上の事由、その他渡航手続の事由で旅行契約が解除になる場合は上記取消料の対象となります。

(2)当社の解除権

①お客様が第 5 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、旅行契約を解除することがあります。

この場合、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の各(ア)～(ク)に該当するときは、当社は旅行契約を解除することがあります。

- (ア)お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (イ)お客様が病気、或いは必要な介助者の不在等の第 3 項(4)に記載した事由を含むその他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- (ウ)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (エ)お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (オ)お客様が第 3 項第 1 号①～③の何れかに該当することが判明した時
- (カ)お客様の数がパンフレットなどに記載した最少催行人員に満たないとき。

この場合は、ピーク時に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 33 日目に当たる日より前までに、また、ピーク時以外に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目に当たる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

- (キ)スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- (ク)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットなどに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当社は、本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いた額を払い戻します。また、本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。

通信契約による旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に旅行契約を締結する場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と以下の点で異なります。

(1)本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。

(2)申込みに際し、会員番号（クレジットカード番号）、カード有効期限等を当社らに通知していただきます。

(3)通信契約により旅行契約は、当社らが旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社らがその通知を発送した時に成立し、当社らがEメール等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとしします。

(4)当社らは提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

(5)契約解除のお申し出があった場合、当社らは旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から記載して7日以内（減額又は旅行開始後の解除の場合は30日以内）をカード利用日として払い戻します。

(6)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、当社らが別途指定する期日までに現金にて旅行代金を支払いいただきます。当該期日までにお支払いいただけない場合は13項(1)①(ア)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件と旅行代金の基準日は別途お渡しするパンフレットなどに明示した日となります。

個人情報のお取り扱いについて

当社の個人情報保護方針及び個人情報のお取り扱いについては[こちら](#)をご参照下さい。

旅券・査証について

ご自身の旅券（パスポート）が今回の旅行に有効かどうか、パンフレットなどに記載の旅券の必要残存有効期限をご確認ください。有効な旅券をお持ちでない方は渡航手続きに従い、速やかに、ご自身で、取得手続きを行ってください。渡航先が査証（ビザ）が必要な国の場合は、査証取得手続きの案内書を同封しておりますので、その手順に従い取得していただきます。なお、当社による団体査証取得の場合等の際は別途、渡航手続代行契約による渡航手続代行料等を申し受けます。なお、日本国籍以外の方は、ご自身にて自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せのうえ、ご自身にて再入国許可・査証等の手続をお済ませください。

保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

海外安全情報・他について

渡航先(国または地域)により、外務省海外安全情報（危険情報）が発出されている場合があります。また、危険情報の発出のいかんに関らず、渡航先(国または地域)の治安・社会情勢等については、外務省「外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>」等で、ご自身でご確認いただきますようお願いいたします。

旅行のお申し込み後、ご出発までに旅行の目的地に「危険情報：不要不急の渡航は止めてください。」以上が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。なお、当社が安全に対し適切な措置がとられると判断して旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられるとお申し出があったときは、当社は所定の取消料をいただきます。また、出発後に「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止、またはコースを変更する場合があります。

2016年10月1日作成